

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外

流域下水道防災システム監視設備外機能増設工事

2. 随意契約理由

流域下水道防災システムは、水みらいセンター、ポンプ場の各設備及び増補幹線設備の情報を一元監視し、関係各所と情報を共有するための非常に重要な設備です。

本工事は門真寝屋川（二）増補幹線外の監視制御設備更新に伴い必要となる既設の流域下水道防災システム監視設備に関する機能増設等を実施するものです。

今回機能増設を行う監視設備は、鴻池水みらいセンター、川俣水みらいセンター及び両管内のポンプ場、増補幹線の状況監視や水防活動の支援を行う電気設備であり、電気的条件等の細部構造システムについて製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求仕様を満足するよう製作されています。そのため、既設設備の機能増設を行うには、その設備に関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、更に機能増設後は既設設備を含めた電気設備の機能動作確認を行う必要があります。

従って本工事を施工するにあたっては、当該設備の設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料や、さらには専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから、本工事を施工できるのは、当該設備の設計、製作、据付を実施した三菱電機株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。